

# 第266回奄美大島海区漁業調整委員会

## 議 事 録

### 1 日程等

- (1) 日 時 令和4年12月20日（火） 14:55～16:30
- (2) 場 所 大島支庁本館4階大会議室
- (3) 出席者 別添「出席者名簿」のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご）（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (2) 浮魚礁敷設承認申請について（協議）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (3) 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画について（諮問）  
→ 原案のとおり承認する旨決定。
- (4) 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）
- (5) その他

令和4年12月20日午後2時55分開会

【開 会】

- |        |   |
|--------|---|
| 吉元事務局長 | <p>定刻より早いですが全員お揃いですので、ただ今から第266回奄美大島海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員10名全員の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、茂野会長から御挨拶と、併せまして議事の進行をお願いいたします。</p> |
| 茂野会長   | <p>今年最後になる委員会に、委員全員の出席をいただきありがとうございます。</p> <p>それでは早速議事に入りますが、議事に入る前に、今回の議事録署名者を「杉委員」と「築地新委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>                      |
| 各委員    | <p>(異議なし)</p>   |
| 茂野会長   | <p>それでは今回は杉委員と築地新委員にお願いします。</p> <p>また、会長が委員として意見を述べるときは、会長代行を奥田委員とすることで御了承をお願いします。</p>  |

【議事 1 知事許可漁業に係る制限措置等について（さんご）】

茂野会長

それでは議事 1 【知事許可漁業に係る制限措置等について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、事務局から説明をお願いします。

山神水産技師

それでは、議題 1 について説明いたします。本議題は諮問事項ですので、まずは諮問文を読み上げます。1 ページをご覧ください。

水振第562号。令和 4 年12月20日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）。このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第 3 号の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

当該案件は、さんご漁業の許可になります。さんご漁業につきましては、1 年間の許可としておりまして、現在、有効な許可が 3 月末までとなっておりますので、許可の更新を行うために公示をしようとするものでございます。

2 ページをお開きください。操業期間は 1 月 1 日から12月31日まで、船舶の総トン数と推進機関の馬力数は定めなしとしております。許可または起業の認可をすべき者の数につきましては、現在の許可者数である 1 者としております。これは、水産庁の技術的助言により、深海さんごの資源管理上、現状以上の数の許可を発給しないなどの総漁獲努力量が増えない措置をとることが求められているためです。

漁業を営む者の資格につきましては、資源保護及び漁業調整上、地域との調整が整っていると認められる者であり、かつ、当該漁業許可申請に係る対象船に付属する採取船が、目的とする深海さんごを選択的に採取することが可能と認められる者としております。これにつきましては、さんご漁業の許可の取扱方針の内容に沿っているものでございます。操業区域につきましては、次の 3 ページ目に細かい区域を記載してございますが、宇治海域、三島村海域、十島村海域、熊毛海域、奄美海域と 5 つの海域となっております。4 ページはイメージしやすいように操業区域図を添付しております。

漁業調整上の観点、それから、深海さんごは成長が遅く、いったん資源が減少してしまうと、回復に非常に長い時間がかかるという特徴などを考慮いたしまして、資源の乱獲を未然に防止するという資源保護の観点からも、このような資格を定めようとするものでございます。申請すべき期間につきましては、1 か月設けております。

5ページをご覧ください。さんご漁業がどのように行われているか、漁法等を示した参考図となります。母船とは別に無人潜水艇を潜航させ、母船でモニターを見ながら、人間の腕と同じ動きをするマニピュレーターを操作し、対象となる深海さんごを選択的に採取します。

なお、最後になりますが、さんご漁業につきましては操業海域が県内3つの海区にまたがっておりますので、12/15に熊毛海区漁業調整委員会、12/16に鹿児島海区漁業調整委員会へお諮りしていることを申し添えます。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員

毎年のことなんですけども、今年、今回特に変わった点があるのかなのかということと、今年の操業実績というののどのようになっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

山神水産技師

変わった点があるかないかについては、昨年度から変わった点はございません。操業実績についてですが、許可の申請がこちら（大島支庁）ではなく県庁のほうに申請のタイミングで出されてるということになっているため、現時点で、実績をお示しできる資料がありません。

篤委員

操業前に、例えば奄美に入るときは、奄美に連絡が来るんですか。

山神水産技師

大島支庁に対しては、連絡が特段来ていません。

村田技術専門員

県庁のほうにも、いつ操業しますという連絡は特に来ていない状況です。

茂野会長

昨年の実績というのはどうですか。分かりますか。

山神水産技師

本日お話いただくのが制限措置の、どれくらいの者に許可を出すかといったことで、現時点で実績についての資料を手元に持ち合わせておりません。今回の（協議いただいている）公示に基づいて、申請が3月頃になされますが、その際に実績を提出することになっているので、県庁のほうで（申請者に対して）許可を出すかということが検討されるかと思えます。

奥田委員

奄美海区の地図、これは与論とか入っていないですが、（対象地域は、）ずっと下（与論）まで含まれるということではないんですね。4ページの地図。

山神水産技師

資料の3ページのほうに記載がある中に、北緯29度14秒以南の鹿児島県海域、但しということで一部を除くとなっておりますが、はっきりした境界があるわけではありませんが、沖縄県との境界域までが許可により操業可能ということになります。

茂野会長

他に、御質問はございませんか。

それでは、質疑もないようですので、議事1については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事1については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

## 【議事 2 浮魚礁敷設承認申請について（協議）】

茂野会長

それでは、次に、議事 2【浮魚礁敷設承認申請について】を議題といたします。この件は、協議事項となっています。それでは事務局から説明をお願いします。

丸山書記

それでは、議事 2 について、資料 2「浮魚礁の敷設承認申請について」を御覧ください。

まず最初に、12ページを御覧ください。浮魚礁の敷設についての委員会指示を載せてございます。この指示の中の 1 の敷設の承認等の (1) に、「浮魚礁を敷設しようとする者は別に定める「浮魚礁敷設承認取扱要領」の定めるところにより、奄美大島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。」と規定されております。この規定に基づきまして、今回、与論島漁業集落より浮魚礁の敷設についての承認申請書が提出されておりますので、承認の可否につきまして、御協議いただくものでございます。

なお、前回10月の漁業調整委員会のその他の中で、「12月の委員会では、えらぶ漁業集落から申請書の提出が予定されています。」と申し上げたところですが、えらぶ漁業集落の申請書については、現在、奄美海上保安部と協議ですので、次回委員会にて審議をお願いすることになるかと存じます。

それでは、今回の申請内容について御説明申し上げます。1ページをお開きください。こちらが提出のあった申請書です。敷設を予定している浮魚礁は、敷設位置が北緯27° 01' 323"，東経128° 28' 876" に1基，北緯27° 00' 159"，東経128° 30' に1基の計2基を水深80～100メートルのところに設置するものです。種類は中層型を敷設する予定となっております。なお、敷設につきましては、国の交付金事業である離島漁業再生支援交付金事業を活用し実施される予定となっております。

2ページに位置図，3ページに構造図，4～6ページに浮魚礁の管理体制が添付してございますのでお目通しいただきたいと思います。

また、敷設に当たっての関係漁協からの同意書につきましては7～8ページ，船舶会社からの同意書につきましては9～10ページに添付してございます。

11ページには、海上保安部と船舶航行上の支障がないか事前協議を行っており、その協議結果を添付しております。敷設につきましては、申請書にある管理体制等の厳守による適正な管理、及び設置する浮魚礁に管理者及び連絡先を表示するという条件付きで海上交通には支障がない旨の回答をいただいております。なお、1点補足として、協議の過程において海上保安部より、3ページの構造図になりますが、今回設置予定の浮魚礁の頂点部分が水深約15メートルのところということで、大型船舶の航行時に影響が生じる可能性があることから、当該浮魚礁の設置について、水路通報に情報提供することに支障ない旨を了承してほしいとの依頼があり、事務局のほうで与論島漁業集落と調整の上、水路通報に情報提供することを了承する旨を海上保安部に回答しています。

今回申請のあった浮魚礁の敷設承認期間でございますが、委員会の承認が得られました日から令和5年3月31日までとなります。これにつきましては、12ページの浮魚礁の敷設についての委員会指示の中の2の指示の有効期間にありますとおり、承認期間の終期につきましては、有効期間が満了する令和5年3月31日までとし、その時点で現存しておれば、次期の指示の承認を受けたとみなされる予定です。

以上で、議事2について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

山下委員

海面から15メートルのところということですが、何メートルあれば大型船の航行にも影響がないでしょうか。今後、浮魚礁の設置を検討する場合の参考にしたいのですが。

丸山書記

何メートルかというのが、はっきり（海上保安部から）言及がなかったので把握していないところですが、海面から15メートルというのが、大型船の船底のプロペラに巻き込む可能性があるのではという話をいただいたところです。

篤委員

水路通報について詳しく教えていただけますか。

丸山書記

ホームページで閲覧可能かと思いますが、どの海域の海中の海面から何メートルのところはどういったものが存在しますというものを、船を航行する方が事前に確認できるものと聞いています。

篤委員	赤崎漁港から非常に近い気もしないことはないですが、燃料の節約ということであれば近い方がいいとは思いますが、（3ページの構造図にある）深さとしては20メートルくらいのところかと思いますが、耐圧フロートの下にある疑似昆布というのをつける狙いというのは何でしょうか。
山下委員	沖永良部で浮魚礁を以前設置したときに、疑似昆布をつけたのですが、やはり、集魚効果があるということでした。
篤委員	対象となる魚は何ですか。マグロとか、シビとか。
山下委員	いいえ。ムロですね。
篤委員	なるほど。漁獲する魚というよりは、餌のほうが集まるということなんですね。
鳥居委員	浮魚礁を設置すると、漁獲量の報告義務が出てくると思うんですけども、大体いつ頃報告があるのでしょうか。
丸山書記	報告としては、毎年度末、3月末から1ヶ月後までに報告していただくことになっておりますので、報告していただくように徹底したいと思います。
鳥居委員	それでちょっとお願いがあるんですけども、個人的な興味というよりはですね、いろいろ聞くところによると、浮魚礁を設置しすぎると、集魚効果の低下というのが一部の地域で指摘されているというそういった報告書もありますので、可能であれば、本当は浮魚礁ごとがいいのですけれども、それだと大変かと思しますので、例えば地域ごとにそこで集まった漁獲量の推移を教えていただけると、今後、集魚効果をきちんと把握されているのか、ちょっと落ちているのか等の判断材料になると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
茂野会長	事務局、よろしく申し上げます。
篤委員	以前も話題になったかと思いますが、5ページの管理体制に記載のあるとおり、耐用年数5年を経過した後は責任を持って回収、処分するとありますが、これについては、（状況等）どうなのでしょう。

丸山書記 基本的には、（管理体制でそのように明記して申請しているものについては、）5年経過した後は回収していただくということになるかと思  
います。

奥田委員 （浮魚礁の先端が海面から）15メートルというのは適正な場所だと思  
うんです。それより深くなると魚が集まらなくなるんです。  
そして、浮魚礁は貝殻やいろいろなものが付いて自然に沈んでいくん  
です。20メートル、30メートルと。私たちの大和村の（浮魚礁）は、90  
メートルのところにあるので魚が付かない。この、5年とか耐用年数を  
迎えたら回収させるというのは、どんどん沈んでいくのでなかなか難し  
いと思いますよ。そこまで（設置希望者に）責任を持たせないといけま  
せんかね。  
私の意見を申し上げたところですので、答弁は要りません。

茂野会長 他に御質問はございませんか。  
それでは、質疑もないようですので、議事2については、原案のとおり  
承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

茂野会長 御異議がないようですので、議事2については、そのように決定いた  
します。

【議事3 第8期鹿児島県栽培漁業基本計画について（諮問）】

茂野会長

それでは議事3【第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について】を議題といたします。この件は、諮問事項となっています。それでは、提出者である県から説明をお願いします。

柳技術専門員

水産振興課栽培養殖係の柳と申します。よろしく申し上げます。資料3の1ページを御覧ください。水振第581号。令和4年11月30日。奄美大島海区漁業調整委員会会長様。鹿児島県知事。第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について（諮問）。標記計画について、別紙のとおり策定したいので、沿岸漁場整備開発法第7条の2第1項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

それでは、資料に基づいて、第8期鹿児島県栽培漁業基本計画（案）について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。まず、1の目的に記載してありますとおり、栽培漁業基本計画は、本県の栽培漁業を計画的かつ効果的に推進するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する今後5年間の基本計画となるものです。

2の根拠法令にありますとおり、沿岸漁場整備開発法に基づき策定するもので、農林水産大臣の策定する基本方針を踏まえて策定するとされているところでございます。

計画期間については、これまで、昭和60年度に第1期計画を策定して以降、国の基本方針やその時々の本県栽培漁業をめぐる課題等に対応し、概ね5年ごとに改定しておりましたが、今回の計画は、国が本年7月に改定した基本方針に合わせ、5か年としています。

4の策定スケジュールにありますとおり、今年の7月1日付けで国が第8次栽培漁業基本方針を策定、公表以降、国の基本方針に従いまして、県の計画の素案を作成し、8月10日～26日にかけて、漁協や市町村、県内の種苗生産機関等から意見を聴いた上で、計画案を作成しました。その後、10月～11月の約1か月間のパブリックコメントを実施しまして、最終的な計画案を作成したところです。なお、本日は計画案について協議していただき、最終的には、各海区漁業調整委員会の諮問、答申を経まして、令和5年1月下旬に第8期計画として策定、公表する予定としております。

次に、計画案の概要について説明いたします。資料の3ページを御覧ください。計画の主要事項について記載した資料です。左側に第7期の県計画、中央の欄に第8期の県計画案、右側の欄に国の第8次基本方針の主要事項を、それぞれ対比させる形で記載しております。

中央の欄の第8期計画案にアンダーラインを引いておりますけれども、上の余白に記載しておりますとおり、第7期の県計画との相違、変更点となっております。また、括弧書きは、下の余白に記載していますが、変更点等の理由について記載しています。

まず、表中の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針ですが、7期では、親魚を取り残して再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の推進としていたものを、第8期では、国が行う資源評価結果や水産技術開発センターが行う放流効果調査等の結果を踏まえて、資源管理の枠組みの中で、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の取り残し等の漁獲管理との一体的かつ効果的な取り組みを行い、効果的な栽培漁業の推進に、国の方針に準拠しまして記載を変更しております。

一つ飛ばしまして、3番目にある種苗生産体制については、7期では、関係種苗生産施設間での連携、分業等により、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築を検討することとしておりましたが、国の方針に準拠しまして、新たに、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行の推進等の記載を追加しております。

次に、水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標ですが、オニオコゼを放流対象種から削除し、クルマエビの放流サイズについて一部変更しています。放流目標数量については、本県の放流計画数量や最近の放流実績数等を勘案しまして、3つの魚種、マダイ、カサゴ、クルマエビにおける放流目標数を変更しています。マダイについては150万匹から100万匹に減、カサゴについては20万匹から10万匹に減、クルマエビについては60万匹から15万匹にそれぞれ減としています。

次に、水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項につきましては、国の方針に準拠して、栽培漁業の推進のための技術、積極的なICT技術の導入による作業の自動化や省人・省力化、環境変化に適応した栽培漁業実施等のための技術の開発を推進と、既往技術の体系的なマニュアル化による技術の維持と継承を記載しております。

最後に、その他水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に必要な事項については、栽培漁業の普及啓発と、遊漁者を含めた関係者への理解の醸成の取り組みについて、パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示すことを記載しております。

以上が、第8期の計画の概要でございます。なお、4ページから7ページが計画案の要約版の新旧対照表となりますので、お目通しくださるようお願いいたします。

続きまして、資料の8～10ページを御覧ください。資料3－4は、基本計画案について、市町村、漁協及び関係機関に行った意見照会及びパブリックコメントで寄せられた意見等についての県の考え方を示した資料でございます。

8ページの1の実施期間にありますとおり、市町村、漁協等への意見照会につきましては、今年の8月10日～26日の期間で、計画素案を文書により照会しています。また、パブリックコメントについては、本年10月17日～11月18日の約1か月間、県のホームページや地域振興局等での閲覧で意見を募集したところです。2の件数に記載してありますとおり、市町村、漁協等への意見照会については7件の意見がございましたが、パブリックコメントにつきましては意見等が3件でありました。合計10件の意見が寄せられました。

3では、意見の要旨及びそれに対する県の考え方を記載しています。主な意見等について御説明いたします。まず、(1)の種苗の生産及び放流またはその育成を推進することが適当な水産動物の種類に関する事項についてですが、1番目のところで、計画はタイ・ヒラメの種苗生産量が一番多いが、この先、その他の魚種の種苗生産量を上げ、多種の放流ができるよう検討していただきたい、との意見がありました。放流対象種については、後ほどの15ページの第2の表で示しておりますが、県としては、国が行う資源調査・評価結果、地域の実情や漁獲量の状況、水産技術開発センターが行う放流効果調査等の結果を踏まえ、多種・少量または分散放流とならないように、対象種の重点化に努め、効果的な栽培漁業を推進しているところです。

(2)の水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標に関する事項についての意見ですけれども、2番目の、第8期の栽培漁業基本計画では、令和8年のクルマエビ放流目標が50mmサイズとなっておりますけれども、放流サイズの目標を大型化した方が良いのではないかとの意見が寄せられました。これにつきましては、種苗を大型化することにより、初期減耗を低減させ、放流効果を高めることは重要であり、現行の第7期計画期間中も一部の地域では60mm以上を放流している実績もあることから、第3の表中の放流目標サイズを50mmから60mmに変更することとしたいと考えております。

9ページをお願いします。4番目の、ヤコウガイの種苗生産に関して第7期と同じ計画が立てられているが、5年以上進展がないものを8期ではどうしていくのか、7期との相違点をお聞きしたいとの意見が寄せられました。奄美地区における種苗生産試験はなかなか思うような進展が見られていない状況ではありますけれども、奄美群島水産振興協議会を中心に協議が継続され、令和4年度は採卵試験に取り組んでいるとのことで、県水産技術開発センターでは、ヤコウガイ種苗生産マニュアル等に基づき、地元で種苗生産が可能となるよう取り組みを支援することとしており、第7期と同様の計画としたところ です。

次に、(3)水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項についてですが、1番目、スジアラについては、奄美海域以外に県本土域でも要望が非常に高まっており、地元としては非常に期待が大きい魚種であるので、技術開発を早急に対処してほしいとの意見でした。スジアラについては、現在、県水産技術開発センターにおいて、種苗生産技術を開発中であり、生産した種苗については、奄美海域へ奄美の各漁業集落が放流して、その効果を確認しているところ です。今後も種苗生産の技術開発に努めてまいります。

3番目に、ヤコウガイ、シラヒゲウニに関して、平成27年に種苗の生産確立がなされたということで種苗生産が一度終了している。その後、奄水協や奄美群島市町村長会など地元の要望により、シラヒゲウニの種苗生産は復活したけれども、ヤコウガイに関しては再開のめども立っていないように見受けられる。県の基本計画によれば、種苗生産の確立は技術開発段階において量産技術開発期、もしくは放流技術開発期にあたると思われるが、なぜ種苗生産が終わってしまったのか、との意見がありました。これにつきましては、県としては、ヤコウガイ、シラヒゲウニについては、平成27年度までに水産技術開発センターにおいて種苗生産技術開発に取り組み、種苗生産マニュアルを作成して、生産技術は確立したと考えております。今後は、種苗生産に取り組む奄美群島水産振興協議会に対し技術支援を行っていく予定であり、地元の要請等があれば、種苗生産、放流体制の確立を目指した取り組みを支援していくこととしております。

10ページの(4)水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項についてですけれども、魚種によって放流する場所、時期の周知徹底をお願いしたい。効果がない可能性があれば、放流する場所、時期の見直しも検討してほしい、との意見がありました。これにつきましては、放流種苗の生存率向上のため、種苗生産から放流の一連の技術開発を一体的に行うとともに、放流対象種の馴致放流試験の実施や検証等を行うことにより、放流効果の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後に、10ページの(5) その他の意見についてですけれども、天然種苗と人工種苗での、カサゴの判別方法についての意見がありました。カサゴの判別方法については、過去の知見では鰭抜去等により放流魚を識別して、放流効果の把握に努めた事例がございます、との回答でございます。

以上が、寄せられた意見とそれに対する県の考え方ですが、これらの意見を参考し、今回の第8期基本計画の最終案を作成したところです。なお、資料の12～20ページが計画案になりますので、お目通しくださるようお願いいたします。

以上で、第8期鹿児島県栽培漁業基本計画の説明を終わります。御協議方よろしくお願いたします。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

鳥居委員

オニオコゼの生産が終わるということですがけれども、これは現場からの要望がなくなったという、そういった理解でよろしいでしょうか。

柳技術専門員

オニオコゼにつきましては、第7期の栽培基本計画の期間中に、徐々に地元からの要望や放流の実績というのが少なくなってきました、今年ですね、今までオニオコゼについては、阿久根市のほうで栽培漁業センターを中心に種苗生産が行われてきたんですけれども、阿久根市の栽培漁業センターが今年で閉鎖するということが決まりました、そういった種苗生産をする機関もなくなり、様々な地域からの要望もなくなってきたということもありまして、今回、第8期栽培漁業基本計画から、放流対象種としてオニオコゼは削除することとしたところです。

篤委員

2点ほど教えてください。この種苗生産体制におきまして、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行、と書かれていますが、本県の場合は何を想定しているのかなということと、もう一つ、魚種ごとの放流数量やサイズが書いてますが、この放流サイズというのは、中間育成も含めた中での放流サイズと理解して良いのか、それとも、種苗生産で出すときには最終的にこのサイズということなのでしょうか。

柳技術専門員

まず、多目的利用施設への移行についての御質問についてなんですけれども、これについては、全国の種苗生産施設は、これまで主に放流の種苗生産を主体的に行っているところなんですけれども、国の基本方針では、種苗生産施設の安定した運営ができるように、放流用の種苗生産に加えて、養殖用種苗生産を行う多目的利用の施設への移行を推進しているところです。本県については、垂水市の種苗生産施設、（（公財）かごしま豊かな）海づくり協会なんですけれども、そこにおいて、今まで放流対象種としてマダイやヒラメを中心に放流用の種苗生産に取り組んでいるのですけれども、それに加えて、本県の種苗養殖魚種であるブリ、カンパチの種苗生産に取り組んでいる、そういった状況です。それで、放流用、養殖用ということで、多目的施設への移行を今回の第8期基本計画に新しい取り組みとして記載しているところです。

放流サイズのところについては、種苗生産機関で生産した供給サイズと、一部現場の方に展開した中間育成といったところも含めた部分もあります。

奥田委員

11月25日に、令和4年度の鹿児島県栽培漁業推進協議会に私も出席をいたしました。そして、この計画、皆さんが出してる計画に非常に感銘を受けたところなんです。私達が今、奄美がやっているシラヒゲウニの種苗生産、また、ヤコウガイの種苗生産、これがこの計画に載っているということで非常に嬉しく思っている、このことについても発言をいたしました。

私たちは今、シラヒゲウニを（（公財）かごしま）豊かな海づくり協会に種苗生産をお願いし、また、今年、令和4年度で終わるんです、その種苗生産が。それで、奄美で種苗生産をしないといけないということで瀬戸内町をお願いして、種苗生産をやっておりますが、シラヒゲウニの放流というのは、各市町村の漁業集落をお願いをしているんですけれども、アンケートの結果、できないと、私たちはシラヒゲウニはいらないという市町村も出てきているんですよ。奄水協としては、これを奄水協で一体としてやろうということでやっていますけど、これが、計画が違ってくると思うんです。ですから、県に、8年度までの計画のシラヒゲウニ、ヤコウガイ、これは、計画を読むと、技術を提供するということなんですけれども、シラヒゲウニは何とかなりますけれども、ヤコウガイは技術提供だけで本当に種苗生産ができるのか、これは、県の水技センターできちっとしたものを作って、放流をするように配付する計画にしていきたい。奄美の場合は、南3島及び瀬戸内町はヤコウガイと言っているんです。他の地区はシラヒゲウニと言っているんです。南3島及び瀬戸内町を考えると、計画の中でのヤコウガイの生産の技術を提供しますよということではなく、水技センターできちっとヤコウガイを作って、種苗生産をして配付するという計画にはならないのでしょうか。

森永技術主幹兼  
栽培養殖係長

シラヒゲウニとヤコウガイにつきましては、水産技術開発センターのほうで、種苗生産につきましては試験研究ということで技術開発を行ったところですが。水産技術開発センターの位置づけとしましては、技術を開発するところですから、既に種苗生産技術ができあがって、種苗生産のマニュアルまでできたものについて、再度、水産技術開発センターのほうで取り組むということは非常に難しい状況にあるところです。

まとまった需要がありましたら、海づくり協会の方に技術移転をして、量産は海づくり協会のほうが実施をするということになっておりますので、もしそういう要望があり、まとまった需要がありましたら、海づくり協会で生産するというものを検討していくことになるかと思いません。

奥田委員

生産技術を奄水協が段取って（奄美群島の関係者が）教えていただくということは分かるんですけども、この生産技術を教えて、種苗生産をするということは、種苗生産をする施設、そういったことも含めて種苗の生産技術を、マニュアルを教えるということですか。

森永技術主幹兼  
栽培養殖係長

量にもよりますが、量産という形になると、施設も必要になってくると思いますので、それについては、水技センターや、これまで海づくり協会で行っているのと同等の施設があれば、技術がうまく移転できれば、実施する道も出てくるのではないかと考えております。

奥田委員

この5か年の計画の中では、ヤコウガイを30mm、1万個という計画があるんですよ。この1万個という計画の根拠となるのは、奄美に技術を提供して、奄美で作ってもらうというのが原点にあるんですか。

森永技術主幹兼  
栽培養殖係長

根拠につきましては、そこまで具体的なものを見積もっている訳ではございません。ただ、これまで奄美のほうから要望がありまして、種苗生産技術を行ってきている中で、今でも要望があるということで、そういう風に受け止めておりますので、同じ水準の目標としたところです。需要自体がない魚種については一部削減をしておりますが、現状、要望があると受け止めておりますので、目標値は変えないということで、水技センターの方も必要に応じて技術支援はするということですので、そのような形で案を提示させていただいております。

奥田委員	<p>技術支援だけで5年で1万個というのは厳しいと思うんですよね。こういう技術か私は分かりませんが、技術が確立されたからということで水技センターは種苗生産を終わったんですよね。終わったら困りますよと、その技術は使ってまだ奄美に種苗の生産・配付をしていただけませんかと言っているんです。何年も。ところが、ヤコウガイについてはできませんというようなことをもらっているんですけども、この計画に1万個と載っていて私はうれしく思って、令和8年度までに1万個という数字が出た以上は、あなた方（県）が種苗生産をして配付してくれるんだろうと思いがあるんですけども、そうではなくて、奄美に技術を教えて、それで1万個作れという意味に聞こえますけれども、そういうことなんですか。</p>
森永技術主幹兼 栽培養殖係長	<p>今後、水技センターの方でシラヒゲウニ、ヤコウガイともに技術指導をしていく中で、さらにどういうことができるのか、どういう風に進めていくのかというのは検討していくという風に考えております。</p>
奥田委員	<p>しつこいようですけども、検討するというということは、前向きに検討するというように受け止めてよろしいですかね。</p>
森永技術主幹兼 栽培養殖係長	<p>実際のところ、現状、水技センターのほうの種苗生産の試験研究というところは終わっております。現地指導する中で、さらに何か課題がありましたら、今後、どういう取り組みが必要なのか検討していくということになるかと思えます。</p>
奥田委員	<p>同じ答えしか返ってこないのでもよろしいです。</p>
鳥居委員	<p>そうしますと、シラヒゲウニとヤコウガイについては、生産を誰がするかという主体は県ではなくてそれぞれの地域ですという理解でよろしいのでしょうか。</p>
森永技術主幹兼 栽培養殖係長	<p>県の水産技術開発センターにつきましては、生産の技術開発を行うという位置づけでございます。技術開発が終わったものである程度需要があるものにつきましては、海づくり協会が順次量産に取り組むということになっているところです。</p> <p>ですから、海づくり協会で行うという方法もありますし、需要が少量でしたら地元で取り組むという、その2つがあるのかなと考えております。</p>
鳥居委員	<p>今の時点では、どちらがやるかというのは決まっていないということでもよろしいですか。</p>

森永技術主幹兼 栽培養殖係長	そうですね。そのあたりは放流計画とかを含めた話になるかと思いません。
鳥居委員	こういった要望を海づくり協会にお願いするというのは奄水協からという、そういったルートになるんですか。
森永技術主幹兼 栽培養殖係長	そうですね、奄水協からという方法もありますし、複数の漁協からという方法もあるのかもしれませんが。
杉委員	スジアラの件ですが、高値で売れるので漁獲が上がればいいなと思っ ていますが、徳之島で（放流した魚が）1匹しか上がっていないんです よね。効果ないのではないかと私は思っているんですけども、どのく らい実績があるのかというデータがあれば聞きたいのと、データが あれば、放流の仕方とか大きさとか考えないといけないのではないかと 思いますが、いかがですか。
柳技術専門員	データについては、放流したスジアラがどれくらい漁獲されたかとい う具体的なものは無いですが、地元の新聞で放流されたスジアラの漁獲 があった（ことが報じられた）ときには、大島支庁等から情報をもらっ ておりまして、今までスジアラ自体は奄振事業（奄美群島振興交付金事 業）の中でスジアラの種苗生産に取り組んできて、奄美の（漁業）集落 の方々を中心に各地域に放流されておりまして、実際、捕獲率が何パー セントといった数字はないところですが、様々なところで放流したスジ アラが漁獲、水揚げされたということもありますので、そういったもの を見れば、スジアラについては奄美だけではなく他の地域でも放流した いという要望の高い魚種なので、県のほうでは種苗生産を早く技術開発 をしたいと考えておりますけれども、まだ大量生産には至っておりませ んの、今のところは奄美で重点的に、奄振事業の中で放流を展開して いるということです。 詳細のデータを持ち合わせていないため答えになっていないかもしれ ませんが、スジアラについてはそういった状況で、他についても技術開 発を安定するようなところを県水産技術開発センターを中心に組み んでいきたいと考えているところです。
篤委員	スジアラ、ヤコウガイ、シラヒゲウニについては、隣の沖縄県も放流 していると思いますので、沖縄県の放流効果調査、どういった放流手法 があって効果が出ている、出ていないといった情報があれば教えてください。

宍道事務局次長	沖縄県は放流用で種苗生産は行っていないはずですが。過去においてはあったかもしれませんが、現在では、種苗生産研究は養殖向けのものが100パーセントだと聞いています。
篤委員	ということであれば、試験研究機関で放流方法を研究できるのは奄美群島で調査研究するしかないということですか。
柳技術専門員	放流した後はどれくらいの効果があるかということ把握することは大切なことで、手法というのは色々整理していかないといけないところかもしれませんが、まずは地元のほうで放流したときにそれぞれの地区でどれくらいの、揚がった時にですね確実に記録を残して、サイズであったり時期であったりということを蓄積していくことが一番重要ではないかということで、皆さんの地区ごとの放流した後に放流したスジアラが揚がったというのを大島支庁を通じて実績等を報告いただけたらと思います。
茂野会長	放流しているスジアラは、鰭抜去など、放流したものだと分かるようにして放流しているんですか。
柳技術専門員	カサゴのパブリックコメントでありましたけれども、スジアラ等について、鰭抜去をしまして、鰭が欠損しているものについては放流ものであるということで、そういったところから奄美の方では新聞等で放流したスジアラが揚がったという記事が掲載されることがあると思いますけれども、カサゴ同様、鰭抜去等で放流ものという魚の判別を行っています。

中田委員

ヤコウガイとシラヒゲウニの技術移転の話がありましたけど、簡単に移転できるんですか。例えば、技術移転をしてください、ではやりましようとなっても、多分難しいと思いますよ。何年もかかりますよ、説明を含めて。それも踏まえて、奄水協を中心にやってくれということなのか、現実的には無理だと思いますよ。実際、中間育成は何とか確立できるけれども、種苗生産となると、今瀬戸内（漁協）がやっているんだけど、今年度できたけれども、それまで何年もできなかったんですよ。人も必要で、設備も必要で。先ほど、鹿児島（水技センターや海づくり協会）の設備があればという話がありましたけど、設備を作るとなれば漁協単位では無理ですよ。それを踏まえると、やはり設備のあるところで作ってもらったほうが現実的ではないかと私は考えているんです。何年か前に、地元でやろうということで我々も取り組んだけれども、ちょっと費用がかかりすぎると。漁業集落を中心でというのもとてもじゃないけれども無理だと。専門の職員を配置しないとできない（と考えている）けれども、私のところは龍郷支所は職員も臨時職員が1人で、それでは誰がやるのと。先ほどから簡単に技術移転の話をしているけれども、現実的に捉えた場合に無理だなというのが現状です。

それで、鹿児島でという話になると、海づくり協会は数がある程度オーダーがないと簡単にはやってもらえないと。そうすると、県なりの支援がないと難しいのかなと私は考えています。回答はいらないです。

茂野会長

今の中田委員の意見、これが大半の意見だと思います。

鳥居委員

第7期、第8期で放流数量目標が設定されていますけれども、もしこれを達成できなかった場合に、例えば水産庁から指導される等のことはあるのでしょうか。

柳技術専門員

（水産庁から指導される等の）そういったことはありません。あくまでも目標ということで、今回8期の計画案をお示ししたところですけども、7期から8期に計画を策定するにあたっては、第7期が平成27年度から令和3年度と7年間、第7期があつたのですけれども、その期間中も7年間の放流実績、放流数量等を毎年集計し、期間中の平均を出して、7期の計画から実際の7期の7年間の放流実績というのを算出して、例えばマダイについては、150万尾というのを100万尾ということで、魚種によって、放流は減ってきていても資源が維持されているものについては、期間中の7期の平均を持って次期計画の数字にしたり、目標が達成されないにしても、放流をやめてしまうとさらに資源が低下するという恐れもありますので、資源の下支えをしているところも考慮しまして、諸々の実績や資源の動向、水準も踏まえて8期の計画としています。

茂野会長

他に、御意見、御質問はありますか。  
それでは、質疑もないようですので、議事3については、原案のとおり定めることを適当とする旨、答申してよろしいですか。

各委員

(異議なし)

茂野会長

御異議がないようですので、議事3については、原案のとおり答申することとして決定いたします。

【議事4 漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について（報告）】

茂野会長

それでは議事4【漁業法第90条に基づく資源管理状況等の報告について】を議題といたします。この件は、報告事項となっていますので、県から説明をお願いします。

村田技術専門員

水産振興課漁業調整係の村田です。資料4を御覧ください。資源管理状況等の報告についてということですが、令和2年12月に施行された改正漁業法によりまして、新たに加わった報告になります。資料の2ページを御覧ください。

根拠法令として、漁業法と漁業法施行規則の抜粋を記載しております。一番上のほうに、資源管理の状況等の報告として、第90条に、漁業権者は農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないとされております。そしてその下の第2項のほうには、県知事は海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとなっておりますので、今回の報告となります。

資料の1ページにお戻りください。2に報告の内容について記載しております。法令で定められている事項として、漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況や、漁場の活用の状況、その他、操業日数、漁獲量等について報告することになっております。

報告の様式については3ページを御覧ください。共同漁業権の報告様式となっております。一番上のほうに漁場の番号、奄美であれば大共第何号というように記載いただいて、漁協権者については各漁業協同組合の名称がくることになります。その他、組合員行使権者数、報告の期間を書いていただいて、まず、資源管理の状況等ということで、漁業権行使規則の取組実績についてということで、例にあるように、行使規則及び漁業関係法令は遵守されており、一切の違反はない、や行使規則の状況について記載いただく欄、その下には、共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取り組みということで、例えば、スジアラの放流をしました、や藻場造成をしました、オニヒトデの駆除をしました等について記載いただく欄、その他の取り組みとしては、密漁監視活動や出前授業等をしていただければそういったことを記載いただく欄となっております。

真ん中の(2)の漁場の活用状況につきましては、第1種共同漁業権対象魚種であるそれぞれの漁協の魚種ごとに、組合員公使権者が何名いて、その年に実際に何名が行使しました、そして、それぞれ延べ操業日数が何日ありました、漁獲量がいくらありました、金額がいくらでしたということで、それぞれの漁業権ごとに記載の上報告いただくというのが、この資源管理状況等の報告となっております。

8ページに報告のとりまとめを掲載しております。一番上が東町の報告となっておりますが、漁場番号があり、組合員公使権者数があつて、それぞれの取り組み実績があれば○として、資源管理の取り組みについては、①～⑤までの取り組みがあれば、回答のあつた取り組み(の番号)を欄に記載しております。その他、漁場の活用状況で、活用されていれば○、非活用であれば×、休止であれば△といった形で報告に合わせて記載しております。漁獲量と漁獲金額については、細かく書くと欄が足りなくなるため、報告があれば記載ありとしてアと記載しております。それを県内の状況を取りまとめたのが以下の表になります。

奄美大島海区の分については11ページです。11ページの下の方に奄美漁協以下、各漁協の状況について取りまとめた内容が記載されております。その他、それ以降のページにつきましては、区画漁業権や定置網漁業権の報告について記載しております。

本来であれば、細かくそれぞれ御報告すべきところではございますが、非常に報告内容が多いため、委員会での報告については、このような形で取りまとめた内容を報告させていただきます。

報告については以上になります。

茂野会長

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

篤委員	共同漁業権についての報告という理解はしてるんですけども、いわゆる「つきいそ」で漁業権を与えている、「飼付」で漁業権を与えているというところは、報告はなしと分かっていますけれども、漁獲量とか漁獲金額とか、そういったものはないんですか。
村田技術専門員	つきいそについては、共同漁業権内につきいその漁業権が設定されている場所が多くて、実際の共同漁業権の報告と重複している部分もありますし、実際つきいそで水揚げがあった等の実績を漁業権者である漁協が把握してないという状況も見受けられるところです。
篤委員	それでは、共同漁業権の報告の中に含まれていると考えていいということで理解してよろしいでしょうか。
村田技術専門員	その理解でよろしいです。
茂野会長	他に、御意見、御質問はありますか。 それでは、質疑もないようですので、議事4についてはこれで終了いたします。

【その他 鹿児島・熊毛・奄美大島海区漁場計画及び内水面漁場計画の素案に対する意見募集について（報告）】

茂野会長	次に「その他」ということで、県水産振興課から1点報告事項があるとのことですので、説明をお願いします。
村田技術専門員	お手元の資料について御説明いたします。この資料（資料5）については、今、県のホームページでパブリックコメントということで意見募集をしているページをそのままコピーしたものになります。鹿児島・熊毛・奄美大島海区漁場計画及び内水面漁場計画の素案に対する意見募集についてということで、パブリックコメントを実施しております。 来年度の漁業権一斉切替えに向けて、県では、漁場計画の計画を策定するというところで、今、進めているところです。この漁場計画の案を作成するにあたりまして、漁業法第64条1項の規定に基づき、漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他の利害関係人の方からの意見を聞かなければならないということがこの漁業法第64条に規定してございます。そういったことがございますので、今回、この素案に対してパブリックコメントを実施しているところです。

この素案については、各漁協等の要望や、我々が漁業権の切替えに向けての現地調査を実施しましたが、それを踏まえまして素案を策定しております。従って、皆様の要望事項についての内容が反映された形の素案となっていることと考えているところです。

令和4年12月12日から来年1月13日までの1か月間にわたりましてこの意見募集を実施しておりまして、ホームページでも確認することができますが、大島支庁にも資料を備えております。その他、県の出先事務所がある喜界島、瀬戸内、徳之島、沖永良部の事務所にも資料一式お送りして、紙ベースで確認いただくことができますので、御報告させていただきます。

もし意見があれば、いただいた意見を踏まえまして、漁場計画案の作成手続きを進めることとしているところです。その漁場計画の案を県が策定しましたら、今度は、海区漁業調整委員会に漁場計画案について諮問をしまして、最終的にそれが県漁場計画として公表する形になり、その後、免許の申請、免許というような流れになっていく予定になっております。

説明については以上です。

説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。

茂野会長

(特になし)

各委員

それでは質疑もないようですので、この件についてはこれで終了いたします。

茂野会長

【その他 まほろばやまと漁業集落の浮魚礁敷設承認申請について（報告）】

- 茂野会長 次に、事務局からも追加で報告事項があるとのことですので、事務局から説明をお願いします。
- 丸山書記 前回、10月の委員会で御審議いただきましたまほろばやまと漁業集落からの浮魚礁敷設承認申請に関しまして、委員会において御承認いただいたところではございますが、協議いただいた中でいくつか宿題をいただいたと理解しておりますので、それに対する対応状況につきまして資料6に基づき説明します。
- 前回議論いただいた浮魚礁に係る申請書は、資料6の1ページになります。その中で、2の浮魚礁敷設位置として水深80メートルに表層型浮魚礁を設置するされているところです。
- 当初、漁業集落から提出のあった平面図、資料の6ページになりますが、こちらでは、アンカーロープが50メートルということで、これが誤りではないかとの指摘をいただきました。また、同じく6ページの平面図、7ページの断面図では、浮魚礁を設置する際のアンカーロープについては片側のみとのことでしたが、それではすぐに流失してしまう懸念があるため、設置に際しては、両側にアンカーロープを設置する等の流失防止のための最大限の措置を講ずるようとの御意見をいただき、また、浮き球の球径についての質問をいただいたところです。
- それらについて、まほろばやまと漁業集落に伝達したところ、先般、当初のものからの変更として、4ページの平面図、5ページの断面図の提出がありましたので、変更内容について簡単に御説明いたします。
- 具体的には、4ページの修正版の平面図を基に説明いたしますが、アンカーロープの長さについては、50メートルは誤りで、正しくは80メートルとのことでした。また、流出防止の対策として、当初、アンカーについては1か所とのことでしたが、2か所にアンカーを設置することと平面図、及び断面図が修正されております。さらに、浮き球の球形については約30センチとのことでした。
- 当初の申請書等の内容について、確認に不十分な点があったことについてお詫び申し上げます。以上、どうぞよろしく申し上げます。
- 茂野会長 説明が終わりましたが、御意見や御質問はありませんか。
- 各委員 (特になし)
- 茂野会長 それでは質疑もないようですので、この件についてはこれで終了といたします。

【その他】

茂野会長	次回の委員会の予定に関しましてですが、次回は既に通知文をお送りさせていただいておりますとおり、1月26日、開始時間は同じく午後3時から、隣の中会議室で開催となりますので、よろしくお願いいたします。 その後が、来週以降で改めて日程調整させていただきますが、2月の下旬、2月21日の週と、3月の中旬、13日の週ぐらいで1回ずつ開催を想定しておりますので、よろしくお願いいたします。
丸山書記	
茂野会長	その他、委員のほうから何かございませんでしょうか。
各委員	(特になし)
茂野会長	特にないようですので、以上で、本日予定されておりましたすべての議事を終了いたします。 議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。
吉元事務局長	これもちまして、第266回奄美大島海区漁業調整委員会を閉会いたします。 熱心な御協議、ありがとうございました。

議事録署名

茂野 拓真



杉 健一郎



築地新 光子

